

(改善事業) 令和2年度人権文化推進計画取組実績

(別紙4)

番号	事業名	事業目的	令和2年度 取組実績及びその成果 ※下線:改善した内容	担当局等	担当課	該当事業※																
1	心の居場所づくり推進事業	子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと学び育つ環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> • 学びのパートナー等学生ボランティアの活用 • 「洛風中学校」「洛友中学校」「ふれあいの杜」の教育充実 • 「啐啄21・絆」の取組実施 • フリースクールと連携した不登校対策の実施 • 「こども相談24時間ホットライン」の運営 • 子どもや子育てに関する相談を24時間対応(年中無休)で受け付けた。 相談件数:3,971件 • 「京SNS相談」の運営 <p>市立中学生・高校生を対象にSNS等を活用した相談窓口を開設し、子どもの様々な悩み相談を受け付けた。</p> <p>【前期】令和2年5月7日から令和2年9月30日まで実施 累計登録者数:368人、累計相談件数:226件 【後期】令和3年1月3日から令和3年1月31日まで実施 累計登録者数:404人、累計相談件数:33件</p> <ul style="list-style-type: none"> • 不登校相談支援センターの運営 • 不登校フォーラムの実施(新型コロナウイルス感染拡大により中止) • 児童生徒登校支援連携会議の実施(新型コロナウイルス感染拡大により書面会議にて開催) • スクールカウンセラーの配置 <p>令和2年度、全京都市立小・中・高・総合支援学校に配置。244校(小学校153校、中学校65校、小中学校8校、高等学校10校、総合支援学校8校)</p> <ul style="list-style-type: none"> • スクールソーシャルワーカーの配置 <p>令和2年度、全中学校区に配置 74校(小学校63校、中学校3校、小中学校8校)。定時制高等学校2校にも配置するとともに、派遣型のスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置</p>	教育	生徒指導課	子ども																
2	親と子のこころのほっとライン相談員の養成	子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。	<p>子育て、しつけ、子どもの教育、親子関係などの悩みや友達、勉強、進路、学校などの悩みについて相談できる「親と子のこころのほっとライン」を、令和2年4月1日に設立。</p> <p>相談件数:1,209件</p> <p>また、以下のとおり、研修会を実施。</p> <table border="0"> <tr> <td>第2期生養成講座</td> <td>10回開催</td> <td>第2期生基礎訓練</td> <td>8回開催</td> </tr> <tr> <td>相談員全体研修会</td> <td>3回開催</td> <td>相談員班別研修会</td> <td>4回開催</td> </tr> <tr> <td>相談員個人研修会</td> <td>37回開催</td> <td>相談員宿泊研修会</td> <td>中止</td> </tr> <tr> <td>相談員1日研修会</td> <td>中止</td> <td>自主研修会</td> <td>8回開催</td> </tr> </table>	第2期生養成講座	10回開催	第2期生基礎訓練	8回開催	相談員全体研修会	3回開催	相談員班別研修会	4回開催	相談員個人研修会	37回開催	相談員宿泊研修会	中止	相談員1日研修会	中止	自主研修会	8回開催	子若	育成推進課	子ども
第2期生養成講座	10回開催	第2期生基礎訓練	8回開催																			
相談員全体研修会	3回開催	相談員班別研修会	4回開催																			
相談員個人研修会	37回開催	相談員宿泊研修会	中止																			
相談員1日研修会	中止	自主研修会	8回開催																			
3	子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援	「子ども食堂」をはじめとした「子どもの居場所づくり」が、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> • 令和2年6月に、子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業を立ち上げ、子どもの居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切な寄付先につなぐなどの支援等を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう、サポート体制の充実を図った。 • 取組に対する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」による助成をした。 補助金額:対象経費の総額の2/3以内(上限10万円) 補助団体:4団体 	子若	子ども家庭支援課	子ども																
4	里親支援事業、養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業	何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発や、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進、委託後の里親への相談等支援など、里親に対する支援を総合的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> • 里親への包括的な支援を実施(普及啓発・リクルート、トレーニング(研修)、マッチング、委託後の支援) (1) 普及啓発促進・リクルート活動として、ポスター及びチラシ作成(市バス、地下鉄の車内吊り等への掲示)、オリジナル啓発動画作成(TVCMや映画上映前CM等放映)、啓発グッズの作成・配布(カレンダー、トートバッグ)、里親応援ウェブサイトを開設、養育里親・里親支援拠点の愛称公募を実施。 (2) 里親経験者による講演会(参加者:84名)や里親制度の説明会等の実施(出前講座:3回)、制度に関するパンフレットの整備、里親月間(10月)における広報誌等によるPR活動 (3) 里親の登録研修、施設実習の実施(施設実習は、新型コロナウイルス感染拡大により中止) (4) 研修参加時の交通費等を支給する委託前養育支援事業の開始 (5) 里親相互の交流支援(里親サロンの開催(9回)、交流会(1回)の開催) (6) 里親家庭への訪問相談(委託里親世帯:173件、未委託里親:117件)、レスパイト事業の実施 (7) 施設不在区の里親を対象に相談受付や訪問支援等を行う新たな里親支援拠点として、きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点「ほっとはく」を開設(令和2年10月)し、相談支援体制を充実。 	子若	児童福祉センター 子ども家庭支援課	子ども																

5	多言語対応救急活動現場シートの運用	英語、スペイン語、中国語（簡体字）、ハングル語、仏語、伊語、独語、中国語（繁体字）の8箇国語に対応したピクトグラム（表したい概念を単純な絵文字で表現したもの。）を用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を迅速に把握する。	当該シートの対応言語を4ヶ国語から8ヶ国語に増やし、市内の全救急隊に配備した。 新型コロナウイルス感染拡大により訪日外国人が減少したこともあり、使用実績は少ないが、外国人傷病者等に対する迅速かつ効果的なコミュニケーション・情報収集ツールとして、今後も現場で活用するとともに、使用実績を分析・検証を実施する。	消防	救急課	多文化
6	海外観光宣伝（「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信）	ますます多様化する外国人観光客のニーズに応じた情報を提供するため、引き続き、外国人旅行者向け京都観光ウェブサイト「Kyoto City Official Travel Guide」において、多言語でのきめ細やかな情報発信に取り組む。	多様化する外国人観光客のニーズに応じた情報を提供するため、京都観光情報発信の顔となる多言語サイトでの情報発信を行った。具体的には、閲覧者の属性・興味に応じた情報発信など、幅広い国・地域から来られる観光客の多様なニーズに対応する魅力的な情報発信を推進するとともに、ウィズコロナにおける京都市や観光事業者の安心・安全に係る取り組みを紹介するなど、回復期の観光需要にも対応する情報発信を行った。	産観	観光MICE推進室	多文化
7	犯罪被害者支援策の推進（支援対策）	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進する。	犯罪被害者等のために、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行うワンストップ窓口として、（公社）京都犯罪被害者支援センター内に京都犯罪被害者総合相談窓口を設置し、電話相談を618件、面接相談を238件、裁判の傍聴付添い等の直接的支援を478件行った。また、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行ったほか、令和2年度には新たな支援制度を創設し、犯罪被害者等に対する家事支援、介護援助及び一時保育の日常生活支援を令和2年4月1日から開始した。	文市	くらし安全推進課	犯罪被害
8	地域再犯防止推進モデル事業	モデル事業として、犯罪をした人等に対する寄り添い支援の実施、京都市再犯防止推進計画（仮称）の策定等、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の社会復帰を促進する取組を行うことにより、新たな犯罪被害者を生み出さない安心・安全なまちづくりを推進する。	京都市再犯防止推進計画の策定に向け、犯罪をした人等に対する寄り添い支援を継続するとともに、より効果的な支援についても検討し、実施した。 ・本市の特性を踏まえた、若年女性に対するモデル支援の実施 （1）生活・就労等の寄り添い支援の実施（令和元年度：11名 → 令和2年度：12名） （2）より効果的な支援として、京都の伝統産業をモチーフにした若年女性主体のアントレプレナー塾の開催（5回） （3）困りごとを抱えているながらも支援機関との接点がない若年女性とのつながりをつくり、必要な相談・支援機関につなげていく居場所づくりの実施 （4）犯罪等をした人が施設出所後に相談できる窓口等を紹介したハンドブック「つなぐつながる」を矯正施設や保護観察の現場等において配布・紹介 ・京都市再犯防止推進会議の開催（3回） ・京都市再犯防止推進計画の策定（令和3年3月）	保福	保健福祉総務課	更生
9	人権擁護委員による特設人権相談の実施	京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として、人権擁護委員による特設人権相談を本市施設でも実施することにより、市民が人権に関する困りごとについて相談できる機会を提供する。	人権相談窓口について、より多くの市民に周知・啓発を行い、相談体制の更なる充実を図るため、4区役所で実施してきた特設人権相談を、令和2年4月から、全区役所・支所に拡大実施した。 また、毎年6月1日の「人権擁護委員の日」（又はその前後の日）に、全区役所・支所にて、特設人権相談を一斉開設することについては、新型コロナウイルス感染拡大により中止した。 【開催実績】 ・京都市消費生活総合センターにおける夜間相談（令和3年4月からは京都市文化市民局共生社会推進室に会場変更） 実施回数：年0回（原則偶数月第4水曜日、午後6時～8時） 一年6回実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大及び相談予約がなかったことにより実施しなかった。 ・全区役所・支所で実施する相談 実施回数：年10回（原則毎月第3、又は第4木曜日、午後2時～4時） 一年14回実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大により、実施回数を変更。 ※ 6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせた全区役所・支所での特設相談の一斉開設は、新型コロナウイルス感染拡大により、中止した。	文市	共生社会推進室	相談・救済
10	～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業	認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援に対応するため、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組を進める。	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを「認知症初期集中支援チーム」において引き続き実施するとともに、認知症初期集中支援チームと認知症疾患医療センターの連携を深め、認知症に係る初期・初動支援体制の更なる強化を図った。 また、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領（平成28年3月策定）」に基づき、行方不明リスクの高い方の事前相談・登録制度の運用や発見協力依頼情報の提供等を円滑に実施するとともに、情報提供先となる地域ネットワークの拡充を図ることにより、行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期発見できるよう取組を進めた。 平成27年度に策定した「京都市版認知症ケアパス」について、「認知症になってからの人生に希望を感じられる」「認知症になっても自分で自分の人生を選択できる」等を目的に、認知症の本人・家族の視点からの必要な情報や当事者の声などをより重視した内容に改訂した。	保福	健康長寿企画課	高齢者